

原管発官 R2 第 8 号

令和 2 年 4 月 1 日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書

(6 号及び 7 号発電用原子炉施設の変更)

本文及び添付書類の一部補正について

令和元年 10 月 31 日付け , 原管発官 R1 第 133 号をもって申請(令和 2 年 2 月 21 日付け原管発官 R1 第 199 号で一部補正) しました柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 (6 号及び 7 号発電用原子炉施設の変更) の本文及び添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 (6 号及び 7 号発電用原子炉施設の変更) の本文及び添付書類を , 別添のとおり補正する。

別添

別紙 1 (設置変更許可等の経緯) の一部補正

添付書類の一部補正

別紙 1（設置変更許可等の経緯）の一部補正

別紙 1（設置変更許可等の経緯）を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
-3- ~ -15-		(変更)	別紙 1 のとおり変更する。

別紙 1

設置変更許可等の経緯

1 号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和 55 年 9 月 6 日	54 資庁第 12273 号	1 号原子炉施設の変更 (フォロー付制御棒の採用, 廃棄物処理系の変更, 換気空調系の変更, 海水淡水化装置の変更)
昭和 56 年 5 月 8 日	55 資庁第 13150 号	1 号原子炉施設の変更 (冷却材再循環流量制御方式の変更, 気体廃棄物処理系の変更, 排気筒の位置の変更, 非常用再循環ガス処理系の廃止に伴う変更)
昭和 57 年 5 月 12 日	56 資庁第 11046 号	1 号原子炉施設の変更 (新型 8×8 燃料の採用, プラスチック固化方式の採用, 洗濯廃液系の変更)
昭和 61 年 12 月 25 日	61 資庁第 10087 号	1 号, 2 号及び 5 号原子炉施設の変更 (新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料の採用, サプレッション・プール水サージタンクの設置に伴う変更)
昭和 62 年 10 月 9 日	62 資庁第 5498 号	1 号, 2 号及び 5 号原子炉施設の変更 (使用済樹脂の焼却処理の追加に伴う変更)
昭和 63 年 5 月 30 日	62 資庁第 14435 号	1 号, 2 号及び 5 号原子炉施設の変更 (新型制御棒の採用に伴う変更)
平成 2 年 7 月 10 日	元資庁第 9651 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号及び 5 号原子炉施設の変更 (高燃焼度 8×8 燃料の採用, 使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成4年10月15日	4資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (使用済燃料の処分の方法の変更)
平成6年9月12日	5資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, 海水淡水化装置の撤去)
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成14年6月27日	平成14・01・25 原第1号	1号原子炉施設の変更 (起動領域モニタの採用, 原子炉緊急停止系作動回路電源の変更)
平成17年6月20日	平成16・12・28 原第8号	1号原子炉施設の変更 (残留熱除去系の蒸気凝縮モード機能削除)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成22年4月19日	平成21・08・12 原第11号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (クラッド除去装置の廃止, 固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化处理(モルタル)を追加)
平成25年9月27日 補正: 平成26年4月25日	原管発官25 第191号 原管発官26 第31号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出
平成28年11月2日	原規規発 第16110222号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更
令和2年4月1日	原管発官R2 第6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

2号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和58年5月6日	56 資庁第6754号	2, 5号原子炉の増設
昭和61年5月12日	61 資庁第2000号	2号及び5号原子炉施設の変更 (原子炉冷却材浄化系ポンプの容量の変更)
昭和61年12月25日	61 資庁第10087号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (新型8×8ジルコニウムライナ燃料の採用, サプレッション・プール水サージタンクの設置に伴う変更)
昭和62年10月9日	62 資庁第5498号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (逃がし安全弁の個数変更, 主蒸気隔離弁漏えい抑制系の廃止, 残留熱除去系の変更, 非常用電源設備の変更, 使用済樹脂の焼却処理の追加に伴う変更)
昭和63年5月30日	62 資庁第14435号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (新型制御棒の採用, 使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更)
平成2年7月10日	元資庁第9651号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更 (高燃焼度8×8燃料の採用に伴う変更)
平成4年10月15日	4 資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更, 使用済燃料の処分の方法の変更)
平成6年9月12日	5 資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, ハフニウムフラットチューブ型新型制御棒の採用, 海水淡水化装置の撤去)
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成22年4月19日	平成21・08・12 原第11号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化处理(モルタル)を追加)
平成25年9月27日 補正: 平成26年4月25日	原管発官25 第191号 原管発官26 第31号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出
平成28年11月2日	原規規発 第16110222号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更
令和2年4月1日	原管発官R2 第6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

3号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和62年4月9日	60資庁第5303号	3, 4号原子炉の増設
平成2年7月10日	元資庁第9651号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更 (高燃焼度8×8燃料の採用, 新型制御棒の採用, 主蒸気隔離弁の形式変更, サプレッション・プール水サージタンクの共用化, 減容装置の廃止及び共用化に伴う変更)
平成4年10月15日	4資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (使用済燃料プールの貯蔵能力の増強, 電動機駆動原子炉給水ポンプの増設に伴う変更)
平成6年9月12日	5資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, ハフニウムフラットチューブ型新型制御棒の採用, 海水淡水化装置の撤去)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (MOX燃料の採用, 再処理委託先確認方法の一部変更)
平成22年4月19日	平成21・08・12 原第11号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化処理(モルタル)を追加)
平成25年9月27日 補正: 平成26年4月25日	原管発官25 第191号 原管発官26 第31号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出
平成28年11月2日	原規規発 第16110222号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更
令和2年4月1日	原管発官R2 第6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

4号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和62年4月9日	60資庁第5303号	3, 4号原子炉の増設
平成2年7月10日	元資庁第9651号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更 (高燃焼度8×8燃料の採用, 新型制御棒の採用, 主蒸気隔離弁の形式変更, サプレッション・プール水サージタンクの共用化, 減容装置の廃止及び共用化に伴う変更)
平成4年10月15日	4資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (使用済燃料プールの貯蔵能力の増強, 電動機駆動原子炉給水ポンプの増設に伴う変更)
平成6年9月12日	5資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, ハフニウムフラットチューブ型新型制御棒の採用, 海水淡水化装置の撤去)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成22年4月19日	平成21・08・12 原第11号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化処理(モルタル)を追加)
平成25年9月27日 補正: 平成26年4月25日	原管発官25 第191号 原管発官26 第31号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出
平成28年11月2日	原規規発 第16110222号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更
令和2年4月1日	原管発官R2 第6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

5号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和58年5月6日	56 資庁第6754号	2, 5号原子炉の増設
昭和61年5月12日	61 資庁第2000号	2号及び5号原子炉施設の変更 (原子炉冷却材浄化系ポンプの容量の変更)
昭和61年12月25日	61 資庁第10087号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (新型8×8ジルコニウムライナ燃料の採用, サプレッション・プール水サージタンクの設置に伴う変更)
昭和62年10月9日	62 資庁第5498号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (逃がし安全弁の個数変更, 主蒸気隔離弁漏えい抑制系の廃止, 残留熱除去系の変更, 非常用電源設備の変更, 廃棄物処理系の変更, 使用済樹脂の焼却処理の追加に伴う変更)
昭和63年5月30日	62 資庁第14435号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (新型制御棒の採用, 使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更)
平成2年7月10日	元資庁第9651号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更 (高燃焼度8×8燃料の採用に伴う変更)
平成4年10月15日	4 資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更, 使用済燃料の処分の方法の変更)
平成6年9月12日	5 資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, ハフニウムフラットチューブ型新型制御棒の採用, 海水淡水化装置の撤去)
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成22年4月19日	平成21・08・12 原第11号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化処理(モルタル)を追加)
平成25年9月27日 補正: 平成26年4月25日	原管発官25 第191号 原管発官26 第31号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出
平成28年11月2日	原規規発 第16110222号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更
令和2年4月1日	原管発官R2 第6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

6号及び7号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成3年5月15日	63資庁第6644号	6, 7号原子炉の増設
平成4年10月15日	4資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (高燃焼度8×8燃料の採用, 使用済燃料プールの貯蔵能力の増強, 電動機駆動原子炉給水ポンプの増設に伴う変更)
平成6年9月12日	5資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (新型制御棒の採用, 洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, 海水淡水化装置の撤去)
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成22年4月19日	平成21・08・12 原第11号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化処理(モルタル)を追加)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成25年9月27日 補正： 平成26年4月25日	原管発官25 第191号 原管発官26 第31号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び 7号炉原子力規制委員会設置法附 則第23条第1項に基づく届出
平成28年11月2日	原規規発 第16110222号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及 び7号発電用原子炉の使用済燃料の 処分の方法の変更
平成29年12月27日	原規規発 第1712272号	6号及び7号発電用原子炉施設の変更 (設計基準対象施設及び重大事故等 対処施設の設置及び体制の整備等)
令和元年6月19日	原規規発 第1906194号	6号及び7号発電用原子炉施設の変更 (浸水防止設備の変更, 地震時の燃料 被覆管の閉じ込め機能維持に係る設 計方針の追加, 内部溢水による管理区 域外への漏えいの防止に係る記載の 変更)
令和2年4月1日	原管発官R2 第6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及 び7号炉 原子力利用における安全対 策の強化のための核原料物質, 核燃料 物質及び原子炉の規制に関する法律 等の一部を改正する法律附則第5条 第4項で準用する同法附則第4条第1 項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

添付書類の一部補正

添付書類を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
<p>－1－ ～ －3－</p>		(変更)	別紙 1 のとおり変更する。
5－13	16 行の次	(追加)	<p>なお、本申請における設計及び運転等の各段階における品質保証活動のうち、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき申請された発電用原子炉施設保安規定施行後の活動については、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」にしたがい実施する。</p>
10-5-1 の次		(追加)	別紙 2 のとおり追加する。

今回の変更申請に係る柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）の添付書類は以下のとおりである。

添付書類一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和元年6月19日付け、原規規発第1906194号をもって設置変更許可）の添付書類一の記載内容と同じ。

添付書類二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和元年6月19日付け、原規規発第1906194号をもって設置変更許可）の添付書類二の記載内容と同じ。

添付書類三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

変更に伴う資金及び調達計画は必要としない。

添付書類四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和元年6月19日付け、原規規発第1906194号をもって設置変更許可）の添付書類四の記載内容と同じ。

添付書類五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

別添 1 に示すとおりである。

添付書類六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和元年6月19日付け、原規規発第1906194号をもって設置変更許可）の添付書類六の記載内容と同じ。

添付書類七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和元年6月19日付け、原規規発第1906194号をもって設置変更許可）の添付書類七の記載内容と同じ。

添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

別添 2 に示すとおり記載内容を変更する。別添 2 に示す記載内容以外は次のとおりである。

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和元年6月19日付け、原規規発第1906194号をもって設置変更許可）の添付書類八の記載

内容と同じ。

添付書類九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和元年6月19日付け，原規規発第1906194号をもって設置変更許可）の添付書類九の記載内容と同じ。

添付書類十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

別添3に示すとおり記載内容を変更する。別添3に示す記載内容以外は次のとおりである。

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和元年6月19日付け，原規規発第1906194号をもって設置変更許可）の添付書類十の記載内容と同じ。

添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

別添4に示す記載を追加する。

別添 4

添 付 書 類 十 一

変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る
品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

1. 概要

(1) 概要

本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。

2. 基本方針

本説明書では、本申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。

(1) 設計活動に係る品質管理の実績

「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。

(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とそのレビュー」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、 「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。

また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 6 号）（以下「技術基準規則」という。）」等への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。

3. 設計活動に係る品質管理の実績

本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「設置許可本文十一号」という。）に基づき以下のとおり実施する。

なお、本申請における設計および調達に係る業務のうち 2020 年 3 月 31 日までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、2020 年 3 月 31 日までに実施した業務の実績については、本申請における活動実績に応じて記載する。

3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）

設計及び調達は、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。

また、設計（「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」）並びに調達（「3.4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第1表に示す。

第1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。

3.1.1 設計に係る組織

設計は、第1図に示す主管箇所のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。

この設計に必要な資料の作成を行うため、第1表に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。

なお、本申請において上記による体制で実施した。

3.1.2 調達に係る組織

調達は、第1表に示す本社組織及び発電所組織の調達を主管する箇所で実施する。

なお、本申請において上記による箇所で実施した。

3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー

本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7.3 設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。

本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を第2表に示す。

設計を主管する箇所の長は、第2表に示すアウトプットに対するレビューを実施するとともに、記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるレビューについては、第1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」、「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。

以下に各段階の活動内容を示す。

3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化

設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にする。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。

(1) 申請書作成のための設計

設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。

また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な

な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(2) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(3) 申請書の作成

設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な書類等を取りまとめる。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

(4) 申請書の承認

設計を主管する箇所の長は、作成した資料を取りまとめ、原子力発電保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得る。

原子力発電保安運営委員会での審議、確認が終了した後、原子力発電保安委員会に付議し、審議及び確認を得る。

また、本申請の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電保安委員会の審議及び確認を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.3.3 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例

設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、2020年3月31日までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。

3.4 本申請における調達管理の方法

契約及び調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。

3.4.1 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.4.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。

また、契約を主管する箇所の長は、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術

的な能力があると判断した供給者を選定する。

供給者に対しては品質保証計画書を提出させ審査する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.4.3 調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。

なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3.4.3(2) 調達した役務の検証」参照）

(2) 調達した役務の検証

調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。

供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

3.4.4 受注者品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、受注者品質監査を実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.5 本申請における文書及び記録の管理

本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書に基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

3.6 本申請における不適合管理

本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。

4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法，組織等に係る事項については，設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。

4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）

その後の工事等の活動は，第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。

4.2 その後の設計，工事等の各段階とそのレビュー

4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用

設計及び工事等におけるグレード分けは，原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。

4.2.2 設計及び工事等の各段階とそのレビュー

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は，その

後の設計及び工事等の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

4.3 その後の設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。

4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

その後の設計を主管する箇所の長は、設工認に必要な要求事項を明確にする。

4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

その後の設計を主管する箇所の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。

4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。

(1) 基本設計方針の作成（設計1）

設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。

(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計 2）

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計 1」の結果を用いて実施する。

(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。

(4) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、原設計者以外の者に実施させる。

(5) 設工認申請書の作成

設計を主管する箇所の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を取りまとめる。

(6) 設工認申請書の承認

設工認申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料を取りまとめ、原子力発電保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得る。

4.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場

合，各設計結果のうち，影響を受けるものについて必要な設計を実施し，影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

4.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は，設備の具体的な設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を，「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。

4.4.1 設備の具体的な設計の実施（設計3）

工事を主管する箇所の長は，工事段階において，要求事項に適合するための設備の具体的な設計（設計3）を実施し，決定した設備の具体的な設計結果を取りまとめる。

4.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は，要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。

4.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため，使用前事業者検査を計画し，工事を主管する箇所からの独立性を確保した検査体制の下，実施する。

4.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載さ

れた仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。

- (1) 実設備の仕様の適合性確認
- (2) 品質マネジメントシステムに係る検査

4.5.2 使用前事業者検査の計画

工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。

4.5.3 検査計画の管理

検査の取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。

4.5.4 使用前事業者検査の実施

検査を担当する箇所の長は、検査要領書を作成し、検査体制を確立して使用前事業者検査を実施する。

4.6 設工認における調達管理の方法

契約及び調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質マネジメント文書に基づき以下に示す管理を実施する。

4.6.1 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施

する。

4.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に及ぼす影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。

4.6.3 調達製品の調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に及ぼす影響等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質マネジメント文書に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「4.6.3(2) 調達製品の管理」参照）

(2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。

なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

4.6.4 受注者品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、受注者品質監査を実施する。

4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理

その後の設計、工事等における文書及び記録については、品質マネジメント文書に基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。

4.8 その後の不適合管理

その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。

5. 適合性確認対象設備の施設管理

工事を主管する箇所の長は、使用前事業者検査により技術基準規則への適合性が確認された適合性確認対象設備について、使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。

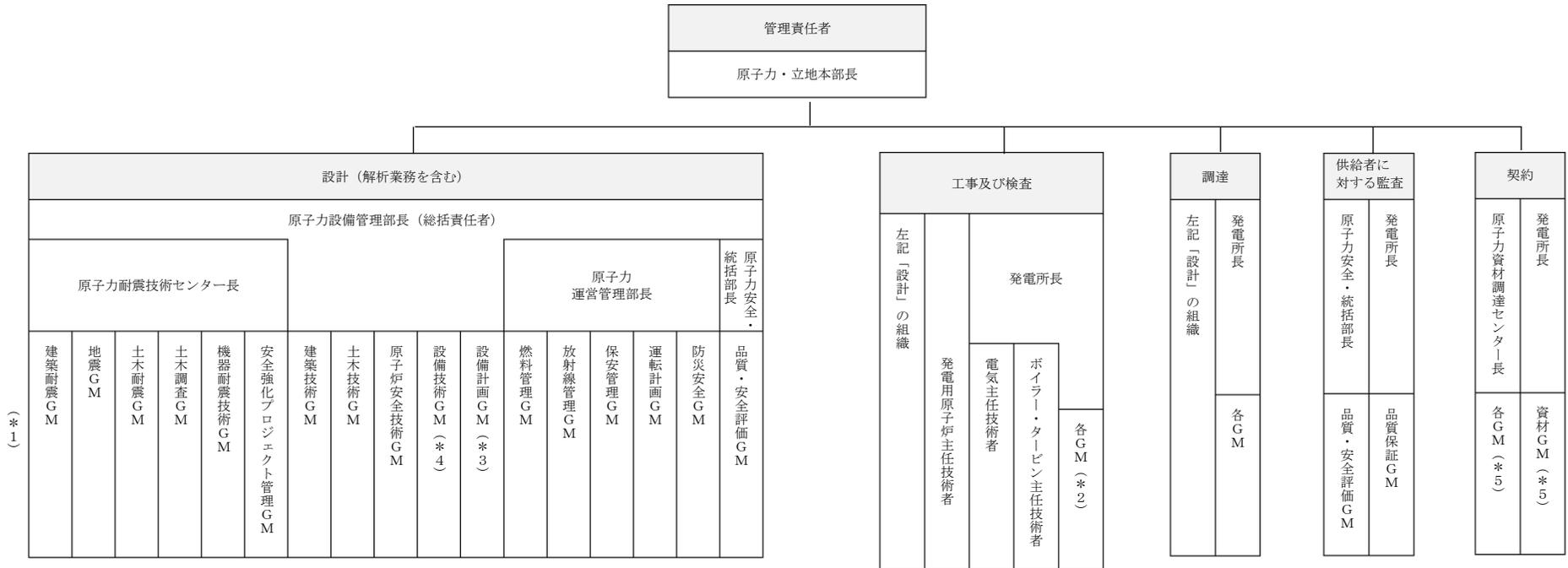
第1表 設計及び調達の実施の体制

プロセス		主管箇所
3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	(本社) 原子力運営管理部防災安全グループ 原子力運営管理部運転計画グループ 原子力運営管理部放射線管理グループ 原子力設備管理部設備計画グループ 原子力設備管理部原子炉安全技術グループ
3.4	本申請における調達管理の方法	(本社) 原子力設備管理部原子炉安全技術グループ

第2表 本申請における設計及び調達の各段階

各段階		設置許可本文十一号の対応項目	概要
設計	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画 本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画
	3.3.1	設計開発に用いる情報の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報 本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化
	3.3.2(1)*	申請書作成のための設計	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 本申請における申請書作成のための設計
	3.3.2(2)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証 本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック
	3.3.3*	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理 設計対象の追加や変更時の対応
調達	3.4	本申請における調達管理の方法	7.4 調達 本申請に必要な設計に係る調達管理

*：「3.2 本申請における設計の各段階とそのレビュー」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。



*1：「GM」は「グループマネージャ」をいう。
 *2：検査の取りまとめを主管する箇所の長（発電所組織においては、安全総括GMとする。）
 *3：本申請の提出手続きを主管する箇所の長
 *4：設工認申請書の取りまとめを主管する箇所の長
 *5：これ以外の箇所で行う契約においては、各GM

第1図 適合性確認に関する体制表